

## 「千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」に基づく自主的取組計画書及び実績報告書の公表について

千葉市では、光化学スモッグ等の原因となる揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制を促進するため、「千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」（VOC 条例）を平成 20 年 4 月 1 日から施行しています。

同条例では、一定規模以上の施設を有する事業者には、事業所における VOC 排出抑制に係る自主的取組の計画及び実績報告の提出を義務付けています。

このたび、事業者から提出された令和元年度の自主的取組実績報告書と令和 2 年度の自主的取組計画書の集計結果を取りまとめましたので、同条例の規定により公表します。

令和元年度の実績排出量は 900 トンで、計画を上回る 54%の削減が図られました。また、令和 2 年度の計画排出量は 946 トンであり、基準年度からは 51%の削減となっています。

### 1 令和元年度自主的取組実績の概要

令和元年度に自主的取組計画書の提出があった 22 事業所から、自主的取組実績報告書の提出がありました。

令和元年度の計画排出量は 968 トンで、基準年度（原則として平成 12 年度。以下同じ。）の排出量に対して 50%削減する計画となっていました。これに対し、令和元年度の実績排出量は 900 トンで、基準年度の排出量に対して 54%削減され、計画を上回る削減となりました。

表 1 令和元年度自主的取組結果

提出 事業所数	基準年度 排出量 (トン)	令和元年度計画		令和元年度実績	
		排出量 (トン)	削減率 (%)	排出量 (トン)	削減率 (%)
22	1,949	968	50	900	54

### 2 令和 2 年度自主的取組計画の概要

#### (1) 排出量・削減率

令和 2 年度は、21 事業所から自主的取組計画書の提出がありました。

令和 2 年度の計画排出量は 946 トンで、基準年度の排出量に対して 51%削減する計画となっています。

表2 令和2年度自主的取組計画

提出 事業所数	基準年度 排出量 (トン)	令和元年度計画	
		排出量 (トン)	削減率 (%)
21	1,949	946	51

### 3 削減目標を達成するために令和2年度に実施される対策の内容

削減目標を達成するために令和2年度に実施される対策は、溶剤缶のふた閉め徹底等の工程管理による手法、処理装置による手法、不良率の減少による溶剤使用量の削減等が主となっています。

表3 削減目標を達成するために令和2年度に実施される対策の手法

対策手法	対策件数
溶剤の低 VOC 化等の原材料対策	5
ふた閉めの徹底等の工程管理による手法	27
施設の密閉化等の施設改善による手法	11
処理装置による手法	17
不良率の減少による溶剤使用量の削減等	17
計	77

※事業所により、複数の対策を実施する場合があります。

#### (参考) VOC 条例の概要

##### (1) VOC とは

大気汚染防止法第2条第4項に規定する揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds) をいい、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の生成の原因物質の一つとされています。

VOC は揮発しやすい有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチル等が該当するほか、塗料溶剤 (シンナー)、接着剤、インキ等に含まれています。

##### (2) 制度の概要

VOC の排出抑制については、大気汚染防止法に基づく排出規制と事業者による自主的取組の双方を適切に組み合わせる手法により、平成22年度までに、工場等からの VOC 排出総量を国全体として平成12年度比で3割程度削減することが目標となっています。

VOC 条例は、この事業者による自主的取組を一層促進するため、一定規模以上の事業者を対象に、毎年度、VOC の排出抑制に関する「自主的取組計画書」と「自主的取組実績報告書」の提出を義務付けるとともに、市長がそれらの内容を公表する規定を定めています。